

競争ルールの検証に関するWG（第58回）

1 日時 令和6年6月20日（木）9：30～10：23

2 開催形式 Web会議

3 出席者

○構成員

新美主査、相田主査代理、大谷構成員、北構成員、佐藤構成員、関口構成員、
長田構成員、西村（暢）構成員、西村（真）構成員

○オブザーバー

塚本公正取引委員会事務総局経済取引局調整課課長補佐

○総務省

今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総務課長、
井上料金サービス課長、安西消費者契約適正化推進室長、
古田料金サービス課課長補佐

4 議事

【新美主査】 それでは、皆様、おはようございます。今日もお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから競争ルールの検証に関するワーキンググループ（第58回）会合を開催いたします。

本日は、御都合のため、大橋構成員が御欠席という御連絡をいただいております。また、相田主査代理は途中から御出席の予定と伺っております。

なお、本日の会議は、オンライン方式による開催とさせていただきます。

では、議事に入る前に、事務局から連絡事項等の説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【事務局】 事務局から御連絡いたします。本日もオンライン会議での開催に御協力いただき、誠にありがとうございます。

これまでの会議と同様、御発言を希望される際には、チャット欄にその旨を書き込んでいただきますよう、お願いいたします。それを見て、主査から発言者を御指名いただく方式で進めさせていただきます。御発言に当たっては、皆様が発言者を把握できるよう、お名前を冒頭に言及いただきますよう、お願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、お願いいたします。音声がつながらなくなった場合など

にもチャット機能を御活用いただければと思います。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございました。

それでは、早速、議事に入ります。本日は、競争ルールの検証に関する報告書2024（案）につきまして御議論いただきたいと思います。まず事務局から説明をいただいた後に、意見交換を行う段取りで進めたいと思います。

それでは、まず事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。資料58-1に基づき、競争ルールの検証に関する報告書2024（案）について御説明します。

先ほど事務局から御連絡差し上げたように、ちょっと今日はウェブ会議システムの調子がよろしくなく、資料の投影、少し遅れてといいますか、ラグがあるようですので、お手元の資料で御確認いただければと思います。

それでは、1枚めくって、目次を御覧いただければと思います。こちらは、第57回の骨子案を踏まえ、作成しているものでございまして、第1章「はじめに」、第2章「モバイル市場の競争環境に関する検証」、第3章「モバイル市場に係る課題」、第4章「おわりに」、各種資料という構成になってございます。なお、第3章の3（1）につきまして、こちらは骨子案では「指定対象事業者の見直し」としておりましたが、今回の報告書の内容も踏まえ、内容に沿う目次にするために、「指定事業者の基準・通信料金割引規制」としております。

それでは、それぞれについて、主な内容に絞って御説明していきます。1ページ目を御覧ください。

第1章「はじめに」でございます。第1章「はじめに」は、競争ルールの検証に関するワーキンググループの立て付け・経緯や、報告書（案）の検討経緯をまとめているものでございます。

2ページ目を御覧ください。第2章「モバイル市場の競争環境に関する検証」です。第2章1で、報告書2023の公表以降の取組として、（1）で報告書2023における主な提言をまとめ、3ページ目、（2）で報告書2023の公表以降の総務省等における取組をまとめております。

5ページ目を御覧ください。第2章の2、事業法第27条の3の執行状況です。（1）で、令和5年省令等の改正の事業法第27条の3の規律の見直しをまとめているところでござ

います。

8 ページ目、(2) で、覆面調査の結果等の規律遵守状況をまとめております。規律の遵守状況に関して、まず報告書 2023 の提言概要とMNOの取組についてまとめてございますが、9 ページ目を御覧ください。239 行目でございますが、MNO 4 者は、報告書 2023 の提言を踏まえた対応として、スタッフや販売代理店に対する研修や独自覆面調査の実施、販売代理店に対する手数料、奨励金等や評価指標の適宜見直しを実施しているとしております。

10 ページ目、11 ページ目は、各社の発表資料となっております。

12 ページ目を御覧ください。覆面調査の結果でございますが、14 ページ目が、その考え方でございます。14 ページ目を御覧ください。

2023 年度覆面調査の結果について、全体では2022 年度覆面調査の結果よりも大幅に改善し、違反と判断・疑われる事案の割合は半分に低下、また各社とも改善されている状況であります。このため、各社がこれまで行ってきた取組の効果により、規律の遵守が図られつつあると考えられるとしております。

他方で、一部の販売代理店において違反と判断・疑われる事案が確認されましたが、キャリア各社からは、販売代理店の店員、特に新人スタッフ等の習熟不足や誤認を原因とした不適切な案内・不十分な案内が実施されたとの回答があったところです。

このため、MNOは引き続き、次の措置を継続して取り組むことが適当であるとしております。スタッフ一人一人に対する研修・教育・指導の徹底・強化、独自覆面調査の実施やその独自覆面調査の結果のフィードバックを行う等、不適切な事案を防ぐための対策や体制等の強化、また総務省においては、引き続き覆面調査等を通じて規律の遵守状況を確認することが適当であるとしております。

15 ページ目を御覧ください。第2章の3、モバイル市場の現況と分析でございます。

(1) で、分析の視点及び手法をまとめております。

16 ページ目を御覧ください。(2) 通信市場の動向です。こちらは、第57 回会合での通信市場の動向、内外価格差調査の結果のデータをまとめているものとなります。

データを踏まえた考え方が60 ページ目となります。60 ページ目を御覧ください。考え方でございます。

まず、ア、市場の概況についてでございますが、969 行目、移動電気通信役務の契約数は、改正法施行年の12 月末時点と2023 年12 月末時点とを比較すると、僅かに減

少しているものの、スマートフォン向け契約数は継続して堅調な伸びを見せており、20.5%の伸びとなっております。

973行目、MNO3者の移動電気通信役務の合計シェアは、2019年度末と比較すると減少しているものの、23年度末で90%超、合計シェアは22年度以降、拡大しております。

61ページ目を御覧ください。980行目、移動電気通信役務については、2019年度当初より、MNO3者の合計シェアが減少していることから、通信市場においては競争が一定程度、機能していると考えられるものの、直近では、数年前と比較し、MNO3者のシェアが維持されている傾向が見られ、引き続き、3者の合計シェアは9割超となっていることから、寡占的な状況が維持されているとしております。

イ、料金の動向でございます。988行目でございますが、利用者による月々の携帯電話会社への支払額は、改正法施行時点と比べ、マイナス44.2%となるなど、通信料金の低廉化は大きく進展しているとしております。他方、その結果でございますが、994行目、MVNOにとって価格優位性が低下している状況となっているとしてございます。この点、従来のMNOのデータ接続料やモバイル音声卸料金の低廉化に向けた取組に加え、23年6月に、特定卸電気通信役務に係る制度が施行。また、23年12月に、独立系MVNOは、事業法27条の3の指定対象外となったところでございます。こうした制度を活用し、MVNOにおいて創意工夫が促進されることが期待されることから、本WGにおいても、MVNOの料金の動向、それによる競争の進展度合いについて、引き続き注視していくことが適当であるとしております。

続いて、ウ、利用者の動向です。1009行目から62ページ目にかけてでございますが、新料金プランへの移行は着実に進展し、2024年4月末時点では「新料金プラン」の契約数は約6,840万に至っていることは、制度見直しの恩恵が利用者に一定程度広がっていることを示しておりますが、他方で、一定数の利用者は旧来プランを利用しております。また、乗換え検討先事業者に切り替えない理由を調査したところ、「事務手続が面倒」や「通信サービスの質への不安」の回答が多くなっております。

1017行目でございますが、これらの利用者に対して制度見直しの恩恵を行きわたらせる観点からは、自身のニーズに合った移行のメリットや手続が必ずしも複雑ではないことを伝えるため、周知啓発といった情報の発信を引き続き積極的に行っていくとともに、乗換え検討先事業者の通信サービスの質への不安解消を図ることが重要であるとしており

ます。

続いて、エ、公正な競争条件の確保です。1023行目でございますが、MNO3者のシェアが引き続き高い水準を維持しており、MNO3者以外の事業者がMNO3者と競争できる環境整備が重要としております。また、MNOの数に限りがある中、MVNOにおいて適時に競争し得るサービスの提供が重要であります。1029行目でございますが、この点、MNOは5G（SA方式）によるサービス提供を開始しており、今後さらなる普及が見込まれる中、MVNOが競争し得る5G（SA方式）によるサービスを提供できる環境が求められていると。なお、MNOによる5G（SA方式）に係る機能開放については、「接続料の算定等に関する研究会」と連携しつつ、本WGにおいても、引き続き注視していくことが適当であるとしております。

63ページ目を御覧ください。（3）端末市場の動向でございます。こちらは、第57回会合での端末市場の動向のデータをまとめているものとなっております。データを踏まえた考え方が84ページ目となります。84ページを御覧ください。考え方でございます。

1299行目、端末売上台数・売上高について、指定事業者の端末売上台数は減少する一方で、売上高は僅かに増加しており、売上単価は増加。

1304行目、利益提供の額については、指定事業者による対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供額の合計は、2023年は大幅に減少しているため、経済的利益の提供額は減少傾向にあると見えなくもないですが、23年はいわゆる白ロム割が規律対象となっていなかったため、白ロム割による規律対象外の利益提供が行われていたことに留意が必要としております。

1310行目、5G端末についてでございますが、高価格端末の販売機種数が増加しており、約5割程度を占めております。ミリ波対応端末は高価格端末が約9割を占めております。1314行目、また民間調査会社による調査結果によれば、2023年スマートフォン出荷数全体に占める5G対応割合は99%となっておりますが、ミリ波対応割合は約5.2%にとどまっております。このため、5G対応端末は順調に普及が進んでいるが、ミリ波対応端末は順調に普及しているとは言い難い状況であるとしております。

1319行目。中古端末について、民間調査会社による調査結果によれば、2022年度の中古スマートフォンの販売台数は234万台で、直近5年間で約1.5倍となっております。増加傾向であります。

まとめになりますが、1322行目。端末価格は高騰傾向であることや、ミリ波等の高

機能端末が順調に普及していない状況、また中古端末が増加傾向であることを踏まえると、利用者が端末を自分のニーズに応じて多様なものから選択できるようにすることが重要となり、中古端末を含む端末市場の活性化を図っていくことが重要と考えられるとしております。

以上が第2章となります。

続いて、第3章、モバイル市場に係る課題でございます。

85ページ目を御覧ください。第3章1で、今回の検討の経緯をまとめてございます。

続いて86ページを御覧ください。第3章の2、中古端末を含む端末市場のさらなる活性化のための対策でございます。内容は、第57回の報告書の方向性案を基に作成しておりますので、重要なポイントに絞って御説明していきたいと思っております。

(1) ネットワーク利用制限でございます。98ページ目を御覧ください。考え方となっております。

1715行目、通話・通信が国民生活に必要な不可欠なものであることを踏まえれば、他人の瑕疵で、突然、通信・通話が利用できなくなることは、利用者への影響が大きいと考えられることから、利用者の利益等を確保するため、ネットワーク利用制限が許されるケースは極力限定することが必要。利用者の利益等を確保するため、ネットワーク利用制限は原則禁止することとするが、犯罪等の行為を抑止する観点から、必要最小限の措置に限定して許容することが適当であるとしております。

具体的には、1727行目、盗難等の犯罪行為、不正契約で入手された端末、補償サービスの旧端末については許容することが適当としております。

99ページ目、債務不履行の端末についてでございますが、1750行目、原則禁止することが適当。ただし、端末代金を全く支払う意思がない、言わば端末搾取を目的とした不適切行為を防ぐことも重要と考えられるため、必要最小限の措置として、端末代金の支払い意思を確認できる期間を考慮し、端末購入から4か月を超えない期間においては許容することが適当であるとしております。ただし、1763行目でございますが、SIMロックが完全廃止されたことを踏まえれば、ネットワーク利用制限の有効性は減少していると言わざるを得ない。

100ページ目を御覧ください。1766行目。例えば、キャリア間でネットワーク利用制限の対象となるIMEIを共有し、他キャリアに乗り換えたとしてもネットワークが利用できないようにする等のネットワーク利用制限の有効性を高める措置が必要。キャリ

アは有効性を高める措置に向けた議論を早急に開始し、必要な対応を行うことが適当。利用者周知を適切に行うことが重要であるとしております。

1773行目。一方で、ネットワーク利用制限のみで犯罪等の行為を防ぐことは困難であるため、事業者においては本人確認や与信審査・管理等のネットワーク利用制限に依拠しない対策を適切に行っていくことが重要。中古端末事業者においては、盗品等の売買の防止等を図るため、例えば、売買時に端末がネットワーク利用制限の対象となっていないか確認する等の対応を行うことも重要としております。

1781行目。ネットワーク利用制限の影響を注視し、必要に応じてその在り方の見直しの検討を行うことが適当。検証していくためにも、キャリアは類型ごとの件数や滞納額、これらの推移といったデータを整理し、本ワーキンググループに報告してもらおうとか望ましいとしております。

以上が、ネットワーク利用制限でございます。

続いて、101ページ目を御覧ください。(2) 端末の下取りサービスでございます。

103ページ目を御覧ください。考え方でございます。

1856行目。利用者視点に立てば、郵送の端末下取りであっても、キャリアも利用者の認識と査定結果に齟齬が生じた場合、キャンセル可能とすることが望ましいとしております。

1859行目。この点、キャリアからは、キャンセル可能とする運用に改める方針である旨の発表があったため、対応状況を確認していくことが適当であるとしております。なお、時期はキャリアによって大きく異なっているところ、利用者視点に立てば、早期に運用を改めることが望ましいとしております。

以上が、端末の下取りサービスでございます。

104ページ目を御覧ください。(3) 不良在庫端末特例です。

109ページを御覧ください。考え方でございます。

2034行目。不良在庫端末に関し、端末販売価格を経年による市場価値に合わせることはできず、不良在庫を処分させることが困難になることを踏まえれば、不良在庫端末特例を見直すことが適当であるとしております。

2039行目。現行の不良在庫端末特例は、製造が中止されているか否かによって特例の内容が異なる仕組みとなっておりますが、製造中止されているか否かを問わず、最終調達日からの期間で決めることが適当であるとしております。

2049行目。現行の製造中止に係る最終調達日からの期間より短くする必要はない。

他方、2054行目、不良在庫を最終処分させることを可能とさせるため、最終調達日から36か月経過した場合は、割引上限規制の対象外とすることが適当であるとしております。

110ページ目を御覧ください。ヒアリングで潜脱行為が行われる旨の指摘があったことを踏まえ、2064行目、不良在庫端末特例の趣旨にそぐわない行為を防ぐ必要があるところ、発売開始から12か月以内に最終調達となった端末については、最終調達は発売開始から12か月後とみなすことが適当。

2073行目。端末購入プログラムと併用することは適当でないとしております。

2076行目。なお、市場価値を下回る価格となる割引が行われることがないかを注視し、問題が生じた場合には再度見直しの検討を行うことが適当であるとしております。

以上が、端末購入プログラムでございます。

111ページ目を御覧ください。(4) ミリ波対応端末でございます。

126ページ目を御覧ください。考え方でございます。

127ページ目、2562行目。このような「鶏と卵」の状況を打破し、ミリ波のエコシステムを形成するためには、インフラ整備やユースケースの創出と併せて、ミリ波端末の普及の後押しが重要であることから、ミリ波対応端末に関しては、端末割引上限の緩和を行うことが適当であるとしております。

2576行目。なお、6G等の将来の機能まで網羅的に事前に決めることは、当該機能の重要性や端末普及施策の必要性が明らかではないため、適切ではないと考えられることから、6G等の将来の機能については、必要に応じて個別検討することが適当。ただし、検討に当たっては、緩和額は転売ヤー対策や他の通信端末利用者に与える影響を踏まえ、必要な額とすること。特例実施の期間は時限的なものとする 것을考慮するとともに、緩和額や期間は政策の効果を検証し、必要に応じて見直しの検討を行うこととすることが適当としております。

129ページ目を御覧ください。ミリ波対応端末の割引上限額について、2644行目、ミリ波対応端末と非対応端末の同機種 of 価格差の平均が約1.7万円だったことを踏まえ、ミリ波端末の割引上限額を1.5万円緩和することが適当であるとしております。

130ページ目を御覧ください。2648行目。ただし、現行制度では「転売ヤー」や「1円端末」等の問題が発生することを防ぐ等のため、原則、対照価格の50%を超える

割引を行わないようにしているところ、現行制度と同様に、ミリ波対応端末であったとしても、対照価格の５０％を超えないようにすることが適当であるとしております。

特例終了のタイミングでございますが、２６６０行目、ミリ波対応端末を一部の限られた人だけに普及させるのではなく、国民に幅広くミリ波が普及するよう、市場全体に普及することを目指すこととし、通信利用者の過半数がミリ波に対応すること、具体的には、ストックベースでのミリ波対応端末の普及率が５０％を超えた場合には特例を終了することが適当であるとしております。

２６６５行目。ただし、これらの緩和額や実施期間については、政策の効果を検証し、必要に応じて見直しの検討を行うことが適当。政策効果の検証を行うために、ミリ波対応端末に係る経済的利益の提供状況も報告することとすることが適当であるとしております。

２６７３行目。ミリ波はインフラ整備とミリ波対応端末、ユースケースの「鶏と卵」の状況であることを踏まえれば、ミリ波対応端末の普及策のみならず、インフラ整備やユースケースの創出に関する施策も実施していくことが重要。このため、総務省に当たっては、ミリ波普及を端末割引上限の緩和のみに依拠するのではなく、インフラ整備やユースケース創出の促進に関する施策も実施することが求められるとしております。

以上が、ミリ波対応端末でございます。

１３２ページ目を御覧ください。続いて、モバイル市場の競争を一層促進させるための実効性の高い対策で、（１）指定事業者の基準・通信料金割引規制です。

１４９ページ目を御覧ください。考え方でございます。

３２２５行目。指定事業者の基準見直しについては、今回新たな結論を得ることとしないが、一方で、報告書２０２３のとおり、ＭＮＯとＭＶＮＯ間の競争環境、ＭＶＮＯ間の競争環境、ＭＮＯ間の競争環境を適正なものとしていく観点から、引き続き、通信市場の競争状況を注視し、必要に応じて見直しの検討を進めることが適当であるとしております。

３２３３行目。他方、競争促進のためには、事業者間の乗換えの円滑化が重要であるところ、通信サービスの質への不安が障壁となっているとの調査結果があり、これに鑑みれば、事業者間の円滑な乗換えを加速するため、乗換え検討先事業者の通信サービスの質を「お試し」として利用しやすくすることが重要。

１５０ページ目を御覧ください。３２４０行目。端末購入を条件としない、新規契約を条件とする通信料金割引については、法令の趣旨を逸脱しない範囲において、乗換え検討先事業者の通信サービスの質を「お試し」として利用しやすくすることを可能とすること

が適当としております。

具体的には、３２４７行目、通信料金割引の期間は長期でない期間（６か月以内）に限定すること、当該通信料金割引を同一事業者で複数回受けることができないようにすること、ポイント還元等の利益提供の上限である２万円の内数とすることで、限定的に認めることが適当であるとしております。

また、３２５３行目、割引実施に当たっては、利用者が契約内容を誤解せず適切に理解できる取組を行うことが適当であるとしております。

３２５７行目。なお、今般の見直しにより認めることとなる通信料金割引については、MNOとMVNO間のイコールフッティングを確保する観点から実施しているモバイルスタックテストにおいても考慮されるとしております。

１５１ページを御覧ください。３２７５行目、今般の通信料金割引に関する見直しは、シェアが大きい指定事業者も対象となることを踏まえれば、モバイルスタックテストの結果も含め、通信市場に与える影響を注視し、必要に応じて見直しの検討を行うことが適当であるとしております。

以上が、指定事業者の基準・通信料金割引規制でございます。

１５２ページ目を御覧ください。４、その他でございまして、（１）通信モジュールでございます。

１５４ページ目を御覧ください。考え方でございます。

３３６１行目、現行の役務指定告示では、「通信モジュール向けの通信サービス」の定義を「機能が限定的」なものとしているため、使用する場所・場面等が相当程度特定されていても、機能が限定的でないものは規律の対象と解釈されるおそれがありますが、１５５ページ目、これらは携帯電話サービス等と競争環境が異なるものであり、潜脱的行為のおそれがないサービスとして考えられる。

３３７０行目。このため、使用する場所・場面等が相当程度特定されている通信モジュールについては、規律対象でないことを明確化することが適当であるとしております。

通信モジュールは以上となります。

１５６ページ目を御覧ください。（２）端末購入プログラムでございます。

１５９ページ目を御覧ください。考え方です。

３４９４行目、予想価格の算出方法は、運用ガイドラインで一定程度、統一的に定めることが適当であるとしております。

3498行目、端末購入プログラムの取引形態は、個人間取引ではなく、企業と個人間の取引であることに鑑みれば、買取り等価格の推移は個人間取引の買取り価格ではなく、中古端末事業者の買取り価格を参考とすることが適当であるとしております。

160ページを御覧ください。予想価格の算出に当たっては、端末の販売価格、残価率、その他考慮事項で算出可能であるところ、3509行目、端末の販売価格は、端末の販売時点の販売価格を使用することが適当であるとしております。②残価率について、3513行目、販売時点からnか月後の残価率は、発売からnか月後の買取り平均額を、販売当初の販売価格で割ることで算出することが適当。3527行目、このnか月後の買取り平均額は、RMJが公表した買取り平均額を使用することが適当であるとしております。また、3534行目から161ページ目にかけてでございますが、1から48か月ごとの残価率をそれぞれ算出し、当該残価率を基に、線形近似により各月の残価率を算出することが適当であるとしております。

買取り平均額に用いる端末は、3541行目でございますが、未使用品と破損品を除く全てのもので算出することが適当であるとしております。

グループごとの残価率につきましては、3551行目、現時点では義務化・統一化せず、残価率を端末ごとに設定するか、共通項が多い端末でグループ化した上で当該グループの共通の残価率を設定するかは、原則、各社の判断によるものとすることが適当。

3554行目。ただし、ある端末のグループ選定に当たって、当該端末と共通項の多い端末グループがあるにもかかわらず、共通項が少ない他のグループに含めることは適当でないとしております。

3562行目。また、グループごとのnか月後の残価率を算出するに当たっては、特定の端末を用いて残価率を算出するのではなく、当該グループに含まれる端末全てを用いて算出することが適当。

162ページ目。この際に、算出する際、平均を取るときは、nか月後の当該端末の買取り台数で重みづけを行う加重平均で算出することが適当としております。

163ページを御覧ください。③その他考慮事項については、3590行目、現時点では想定されないとしておりますが、3595行目、今後必要なものが生じた場合は総務省がその内容を事前に確認し、反映させることが適当か判断することが適当であるとしております。

最後、その他でございますが、3602行目、端末購入プログラムの予想価格が適切に

算出されることが重要であることを踏まえれば、今後、グループ化の考え方を含む残価率の算出方法を事前に総務省に提出する運用に改めることが適当。３６０８行目、残価率は少なくとも一定の期間ごと（例えば少なくとも１年ごと）に更新することとすることが適当。３６１１行目、残価率を公表することが適当であるとしております。

３６１２行目、端末購入プログラムの各社の動向を注視し、算出方法の統一化に関して、必要に応じて見直しの検討を進めることが適当であるとしております。

以上が第３章となります。

最後となりますが、第４章、おわりにでございます。１６４ページ目を御覧ください。

３６１６行目から３６４１行目までは、第３章の結論を簡潔にまとめているものでございます。

続いて、本WG分での議論を踏まえた総務省への求めとしておりまして、３６４２行目、これらについては、いずれも電気通信事業の公正な競争の促進や利用者の利益の保護を図るために重要なものであり、総務省においては本報告書を踏まえ、速やかに制度改正等の必要な措置を講ずるよう求める。また、制度改正等の実施後、総務省においてはその影響を検証するため、市場における競争状況等を注視し、データ収集等を行った上で、適時適切に本ワーキンググループの検証の俎上に上げるよう強く求めるとしております。

続いて事業者に対してございまして、３６４８行目、電気通信事業者や販売代理店等の媒介業務受託者等においても、改正後の制度を踏まえた業務運営を行うこととなるが、その際には自らの公共性にも鑑み、制度改正に至った背景、趣旨、問題意識等を十分に踏まえた対応を行うことを強く望むとしております。

ここまでの本報告書に関するまとめでございますが、この次から、事業法２７条の３の意義等について述べているところでございます。

まず、３６５４行目、改正法案の国会審議の議事録を引用しているものでございますが、通信料金と端末代金の完全分離や行き過ぎた囲い込みの是正等が実現することで、利用者は通信料金のみで携帯電話事業者を比較、選択できるようになること、また利用者による自由な携帯電話事業者の乗換えが可能となるといった効果が期待され、その結果として、競争促進を通じた携帯電話料金の低廉化が進むものと考えていると、国会審議で答弁しているところでございます。

これに関しての現状の評価でございますが、３６６０行目、これまで通信料金と端末代金の分離、違約金の上限規制等の制度改正や、それを踏まえたステークホルダーの取組等

により、利用者が通信料金のみを比較、選択し、円滑に事業者を乗り換えられるような市場環境の整備に取り組んでおり、一定程度進んでいると認識しているとしております。

他方、しかしながらというところで、3665行目でございますが、携帯電話市場の寡占状況が継続し、通信料金の消費者物価指数が1年前と比べて10%以上上昇している状況に鑑みれば、引き続き、料金・サービス本位の競争につながる環境整備を一層進めることが重要。加えて、端末購入プログラムの予想価格の算出方法の現状等に鑑みれば、依然として過度な端末値引き等による誘引力に頼った競争環境から必ずしも脱却できているとは言えない状況であり、事業法27条の3が目指す市場環境の実現に向けて道半ばとも考えられる。引き続き、携帯電話市場の適正化に取り組んでいく必要があると考えているとしております。

この次からは、その検討の際の考え方を述べているものでございまして、3673行目。ただし、その際には、携帯電話サービスも市場経済の下に提供されるものであり、可能な限り競争を通じて課題が解決されるようにすることを念頭に置くべきであろうと。事業法27条の3のような規制についても、達成すべき目的に見合った必要最小限のものとする必要がある。このような観点から、例えば事業者の料金等に直接影響を与える規制と、利用者が円滑に乗り換えられるようにするための規制とのバランスはどうあるべきかという視点も重要であろう。少し飛びまして、3686行目。市場経済の下では、可能な限り、事業者が市場の状況を見て、自律的に市場に見合った料金やサービスを投入するよう促すほうが、多種多様なサービスが実現する可能性が高く、望ましいものと考えられる。事業法27条の3を含む競争ルールについては、規制は達成すべき目的に見合った必要最小限なものとするべきという一般的な原則を踏まえつつ、個別具体の携帯電話市場における競争環境等を十分に注視して、引き続き、多様な観点から検討することが重要であるといった形で、検討の際の視点をまとめているものでございます。

続いて最後となりますが、3695行目。携帯電話サービスは、10兆円を超える市場規模を有する産業であり、また、社会・経済に大きなインパクトを与えるイノベーションの創出が期待される重要な産業である。そして、国民の多くが使う社会基盤となっている。このような産業の健全な発達と利用者の利便の確保のため、適時適切に競争ルールは見直されるべきであり、本ワーキンググループとしては引き続き、事業法27条の3等の競争ルールが市場に与える影響等を注視し、必要な見直しを提言していきたいといったような形で、「おわりに」をまとめているところでございます。

以上が、第4章「おわりに」でございます。

次のページ以降は各種資料で、参考資料となりますので、説明は割愛させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【新美主査】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問、御意見のある方は御発言いただきたいと思います。チャット欄にて御合図いただけたらと思います。どうぞよろしくをお願いします。

いかがでしょうか。それでは、中央大学の西村さん、御発言をお願いします。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。

私からは、指定対象事業者に関する、私自身の3016行目からの私の意見についての補足をさせていただければと思います。この意見は市場への、特にMVNOへの影響という形で申し上げたわけでございますけれども、やはりMVNOへの影響というのは、第2章における契約数シェアの動向、それからMNOの5G（SA方式）での機能開放といった形で、MNOに対する競争単位としての重要性は極めて高く認識しているのではないかと考えております。モバイルスタックテストにおいて検証を行っていくことになるのかと思います。この点モバイルスタックテストは個別の料金メニューが有するかもしれない価格圧搾による不当な競争の惹起について、接続料との観点でMVNOへの影響を個別に考えることは可能だと思っております。そういう意味では、特に改正時期の近接性というのが、ある程度は回避できるのかなと思いました。ただし、やはりモバイルスタックテストの検証対象となるサービスの中に今回の見直しでの割引サービスが加わったときに改めて検証対象となるのかとか、あとは、一度検証があつてクリアしたけれども、今回の見直しで割引が導入されて、再度、検証対象になるかという、そういった場合、このワーキンググループの範疇ではないかと思いますが、制度的手当の確認が必要になるものと考えます。また、今回、指定事業者に関する議論があつたわけでございますが、割引の見直しがあつたわけでございますけれども、構成員の方からもその数値的な設定に対しては疑問が出てきておりまして、また、今後意見募集を受けまして、さらにそれらの意見を十分に踏まえて最終的な報告書になろうかと理解しております。

取りあえず以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。今の御指摘の点、さらにパブコメなどを踏まえ

た上で、最終的にはまとめることになるかと思いますので、貴重な御意見をありがとうございました。

それでは、続きまして大谷さん、どうぞ御発言をお願いします。

【大谷構成員】 大谷でございます。これだけ膨大なテーマについて、多角的な観点から議論していかなければならず、大変な御苦勞があったと思えますけれども、事務局では丁寧に取りまとめていただきまして、ありがとうございました。

質問というよりはコメントでございます。「おわりに」という形でまとめていただいた、164ページ以降の部分です。この考え方には基本的に賛同したいと思います。特に、行数で言いますと3665行からの、27条の3についての総括に相当する部分ですけれども、MNOは依然として過度な端末値引きによる誘引力に頼った競争環境から必ずしも脱却できているとは言えない状況であるという振り返りです。道半ばだということについては、まさに共感させられるところでして、引き続き27条の3が目指すところに向けて、携帯電話市場の適正化に取り組んでいくという点は、原則として非常に重要なものだと考えております。

次に述べられている、市場経済の下で規律は必要最小限のものとするという原則についても、この点は共感できる点ではありますが、ただ、その必要最小限というのはどの程度なのかというのは、市場の環境に照らして、日々、決まっていくものですので、それを検証するだけの情報を常に収集し、またその情報収集に当たって、事業者には過度過ぎる負担は与えないように配慮しつつも、やはり適切に市場環境を見極めていく努力というのが必要なのではないかと考えているところでございます。

本日欠席されていますけれども、大橋構成員から前回、市場経済の下で、規制があることによって自由なサービス提供が損なわれている点があるのではないかと御示唆をいただいて、そういう振り返りというものも極めて大切だなと思いつつ、やはり今回の総合的な検証の結果としても、まだまだ道半ばだということを実感しておりますので、今回の一部の規制緩和、特にミリ波等ですか、ミリ波端末であるとか、それから「お試し」といったところについては、その効果の程度、副作用が出ていないかというのを見極めていくことが極めて重要だと考えております。

これまで本当に多数の事業者からの御要望や問題提起に対して、試行錯誤しつつも御検討を進められてきた事務局には御礼を申し上げつつ、本当に難しい市場、特別な市場だと思いますけれども、今後ともモニタリングを続けていかれるようお願いしたいと思います。

す。

雑駁ですが、私のコメントは以上でございます。

【新美主査】 貴重なコメントをありがとうございます。

御指摘のように、常に情報収集をしてウォッチしていくべきだというのは、この報告書のバックボーンであるとは理解しておりますので、貴重なコメントだと思います。今後、最終的な報告書を作るときには、その点をさらに確かめていきたいと思います。

北さん、どうぞ御発言をお願いします。

【北構成員】 野村総研の北でございます。

報告書（案）の取りまとめ、ありがとうございます。内容につきましては賛同いたします。その上で、第4章の「おわりに」のところで、3点ほどコメントいたします。

1点目ですが、164ページ、3642行目のところ、「総務省においては、本報告書を踏まえ、速やかに制度改正等の必要な措置を講ずるよう求める」という点につきまして、今回の見直しの事項については、それぞれガイドラインを改正するもの、省令を改正するもの、事前の調整や準備が必要なもの、そうではないもの、いろいろありますので、施行できるものから順次、スピード感を持って施行していただきたたく、改めてお願い申し上げますというのが1点目です。

2点目が、165ページ、3665行目あたり。「通信料金の消費者物価指数が1年前に比べて10%以上上昇している状況に鑑みれば」という点につきまして、通信料金が上昇することイコール、必ずしも悪ではないということを申し上げたいと思います。通信料金を、CPI、消費者物価指数に連動して上昇している国もあることが内外価格差調査においても見て取れますし、我が国では長らく続いてきたデフレ脱却のために、健全な競争の下で、通信料金が適正に上昇することも必要だと思います。さらに我々は、実に多くの効用・便益をスマートフォンから得ています。何をするにも、どこに行くにもスマホが必要で、もはやスマホがない生活、未来は想像できません。この多くの効用・便益を得る過程において大量のデータトラフィックが発生しているわけで、一人一人のユーザーの料金プランは、より上位のプラン、あるいはアンリミテッドプランに移行していきます。何が言いたいのかと申しますと、これだけ毎日毎日、スマホをたくさん使っているんだから、料金が高くなっても仕方がないよねと国民に思ってもらえるような環境をつくることが重要なのであり、その大前提として、通信事業者に対する国民の信頼、あるいは通信事業者間の健全な競争が必要なのであって、それが「サービス本位の競争につながる環境整備を一

層進める」ことの意味なのではないかと考えているところです。

3点目、最後です。166ページ、一番最後のところです。「規制は達成すべき目的に見合った必要最小限なものとすべきという一般的な原則を踏まえつつ」という点につきまして、私も同感でして、今、世界を見渡しても、通信料金や端末代金の値引きに対する規制がある国は、日本と韓国ぐらいなんです。その韓国も、2014年に端末流通法が施行されて、端末補助金の上限を33万ウォンにしたんですが、3年後にその上限は撤廃されました。さらに今年に入ってから、適宜見直しが行われているところです。携帯電話市場の競争環境、特に楽天モバイルさんのシェア拡大などをしっかりと注視しながら、適時適切に規制を見直し、緩和していくことが必要だと考えています。

以上、3点でございます。

【新美主査】 大変に鋭い視点でコメントをいただきまして、ありがとうございます。

個人的には2番目の、ベネフィットの点をもう少ししっかりと見るべきだというのは、私も賛成、似たような感覚を持っていまして、我が意を得たりと思って伺っておりました。ありがとうございます。

ほかに御発言を御希望の方がいらっしゃったら、どうぞ御合図ください。いかがでしょうか。ほかに御発言を御希望の方はいらっしゃいませんか。

それでは西村さん、再登板でよろしくをお願いします。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。再度御発言をお許しいただき、ありがとうございます。

先ほど、やはり事務局の方にこれだけの分量をまとめていただいて、取りまとめていただきましたことに御礼を忘れておりました。失礼いたしました。

「おわりに」というところで1点、コメントを述べさせていただければと思います。

恐らく構成員の方々からは報告書（案）にあるとおり、最小限の規制といった点への賛同が示されておりますし、私自身もそのとおりかなとは思うわけでございます。もっとも、事前の規制というのがあって、電気通信産業における規制であれば、事前に規制対象を特定して問題が生じないようにしていた状況下で、これを緩和する場合もそうですが、同時に、事後的に市場や競争に悪影響を及ぼす状況を回復するだけの事後的な規制、具体的にたとえば独占禁止法の十分な法執行というのが期待されなければならないかと思っております。したがって、事前規制としての電気通信事業法に基づく最小限の規制といった点だけではなく、併せて適切な事後的な規制というものも同時に考慮しつつ、その上で電

気通信事業法に基づく直接的な規制を考えていくことが大事ではないかと思います。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。規制緩和に関する最も基本的な点を御指摘いただきました。ありがとうございます。

ほかに御発言はございませんでしょうか。

格別の御意見はございませんようですので、本日の意見交換を終了させていただければと存じます。

競争ルールの検証に関する報告書2024（案）につきましては、今後、パブリックコメントを募集し、提出された意見を踏まえて最終的に取りまとめるということにしたいと存じます。本日いただいた御意見を踏まえ、パブリックコメントにかかる報告書2024（案）の内容につきましては、主査である私と事務局との間で再度練り直してパブリックコメントにかけたいと思いますので、その点、私に御一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【新美主査】 ありがとうございます。そのような運びにしたいと思います。

それでは、本日の議事は以上となります。

最後に、事務局から連絡事項等がございましたら御発言いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【事務局】 事務局でございます。本日はありがとうございました。

報告書2024（案）につきましては、準備が整い次第、パブリックコメントの募集を行わせていただきます。

次回の会合の詳細につきましては、別途事務局から御連絡を差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

事務局からは以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、本日、これにて閉会したいと思います。熱心な御議論、そして貴重な御意見をありがとうございました。失礼します。

以上